

# 公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和5年度）

## 1 基本情報（現年7月1日現在）

団体名	公益財団法人千葉県生活衛生営業指導センター	(県) 所管所属	健康福祉部衛生指導課
代表者 職氏名	理事長 倉持 繁夫	電話番号	043-223-2627
所在地	千葉市中央区長洲1-15-7	直近の決算 承認日	令和5年6月23日
電話番号	043-307-8272	経営方針（団体代表者が記入）	
団体HPの URL	<a href="https://www.seiei.or.jp/chiba">https://www.seiei.or.jp/chiba</a>	生活衛生関係事業者の多くが新型コロナウイルスの感染症の影響を直接受けた上、ロシアのウクライナ侵攻に端を発したエネルギーや食料品等の価格の上昇により、経営状況は大変厳しい状況となっている。また、少子高齢化社会の到来による経済情勢の変動や後継者問題への対応などに苦慮している。 このような状況の中、当センターでは組合活動を積極的に支援するとともに、経営の安定化を図るための融資のご相談や経営に関するご相談、中小企業診断士による経営診断、さらには、日々の経営に役立つ各種の研修会や講習会の開催、各種の情報提供等を行い、生活衛生関係事業者のお役に立てるよう努めているところです。 また、標準営業約款の登録推進による消費者・利用者の皆様への情報提供と利便の向上に努めているほか、衛生水準の確保・向上事業を通じて組合加入を呼びかけ組合組織の強化にも取り組んでいます。 当センターでは、今後も、県内各生活衛生同業組合はもとより、関係行政機関、全国生活衛生営業指導センター、日本政策金融公庫等との連携強化を図り、生活衛生関係営業の振興に努めてまいります。	
当初設立 年月日	昭和57年1月30日		
設立の経緯 団体の略歴	<p>【設立趣意等の経緯】 県民の日常生活に密着したサービスを提供する生活衛生関係営業は、県民の消費生活に重要な役割を担っている。しかし、その経営基盤は非常に脆弱であり、その経営を適切に維持していくことは、これら営業の衛生水準の確保を図るために非常に重要である。昭和54年4月環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（現「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」）（昭和32年法律第164号）の改正により「環境衛生営業指導センター」の設置が法に明記されたことから、これらの営業の経営の健全化を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、併せて消費者の利益の擁護を図ることを目的として、設立されたものである。</p> <p>【略歴】 S56 県環境衛生営業指導センター設立準備委員会発足 S57.1 知事から財団法人設立許可 H13 名称変更「生活衛生営業指導センター」 H26.4 公益財団法人へ移行</p>		
定款に定める 設立の目的	千葉県における生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者又は消費者の擁護を図ることを目的とする。		

## 2 出資等の状況（直近の決算現在）

出資等の合計	10,500	(単位：千円)	
出資等の対象の区分			
資本金等の金額	10,500	資本金等以外の金額	0

※「出資等」とは、地方自治法に基づく「出資又は出捐」をさします。

※「資本金等」とは、地方自治法に基づく「資本金、基本金その他これらに準ずるもの」をさします。

### 【内訳】

出資等した者	資本金等の 金額（千円）	左記全体に 占める割合	左記割合の 順位	資本金等以外の 金額（千円）	備考
千葉県	5,000	47.62%	1位	0	該当なし
県内各生活衛生同業組合 (13組合)	5,500	52.38%	—	0	最大出資割合9.77%
	0			0	該当なし
	0			0	該当なし
	0			0	該当なし
	0			0	該当なし

※四捨五入の影響で、割合の合計が100%にならないことがあります。

※一定の同質性がある場合や割合上位5者以外は、まとめていることがあります。

※まとめた場合、順位は「—」としており、まとめた者の中で最も高い出資割合は備考をご覧ください。

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和5年度）

3 団体の主な事業（直近の決算現在）

【事業1】名称：生活衛生関係営業対策事業(国庫補助事業)				【事業区分】	公益目的事業
【事業内容・実績】 生活衛生関係営業の経営の健全化のため、営業者又は営業予定者すべてに対する相談指導業務。経営に関する専門的な助言や低利な公庫融資の窓口。営業者の新型コロナ対策、後継者問題や受動喫煙対策、消費者の苦情対策など県民の社会問題化している各種課題に即応する。 1 生活衛生関係事業者に対する相談指導・・・中央相談・地区相談・巡回相談指導等 2 後継者育成支援事業、健康・福祉対策推進事業、消費者コールセンター事業、情報化整備事業					
【公共性・公益性】 経営相談員を配置して営業者からの各種経営の相談を直接又は専門家の助言を受け無料実施し、営業者の健全な経営を確保することにより、業界の衛生水準の確保向上に資し、県民生活の安全を図る。					
【類似事業を行える他団体又は事業が競合する他団体の有無】 無 補足説明 該当なし				【県の財政支出の有無】 有（補助金等）	
【事業収支】	【事業支出】	【内部収入】	【外部収入】	うち行政からの収入	うち県からの収入
0 千円	26,714 千円	0 千円	26,714 千円	26,714 千円	26,714 千円

【事業2】名称：生活衛生営業振興対策事業（県費補助事業）				【事業区分】	公益目的事業
【事業内容・実績】 同業者組合が行う活性化等の事業は、インターンシップなどの後継者育成事業、理容や美容の技術者コンテストなど生活衛生同業者組合が実施する組合活性化等の振興事業に対する支援(間接補助)を行う。					
【公共性・公益性】 組合の自主的な取り組みを推進し、業界全体の活性化と県民の業界に対する理解をひろめ、ひいては県民の衛生水準の意識向上が図られる。					
【類似事業を行える他団体又は事業が競合する他団体の有無】 無 補足説明 該当なし				【県の財政支出の有無】 有（補助金等）	
【事業収支】	【事業支出】	【内部収入】	【外部収入】	うち行政からの収入	うち県からの収入
0 千円	4,000 千円	0 千円	4,000 千円	4,000 千円	4,000 千円

【事業3】名称：クリーニング師研修等事業				【事業区分】	公益目的事業
【事業内容・実績】全国センターからの受託事業 法定研修・講習会の実施 クリーニング師は3年に1度の研修が必修 取次所は事業所ごとに従業員5人につき1人以上の受講が必修 4年度実績 県内6か所 12回 研修134名 講習150名 計 284名 2型研修・講習(通信) 研修 27名 講習 50名 計 77名 合計 研修161名 講習200名 計 361名 (申込書発送数 研修440名 講習534名 計 974名) (受講率37.1%)					
【公共性・公益性】 クリーニング師及び業務従事者を対象とするため、クリーニング業界の衛生水準の維持確保に資するとともに、消費者苦情の減少が期待され、県民の生活衛生の向上及び消費者の擁護が図れる。					
【類似事業を行える他団体又は事業が競合する他団体の有無】 無 補足説明 該当なし				【県の財政支出の有無】 無	
【事業収支】	【事業支出】	【内部収入】	【外部収入】	うち行政からの収入	うち県からの収入
▲ 176 千円	1,581 千円	0 千円	1,405 千円	0 千円	0 千円

【事業4】名称：標準営業約款登録事業				【事業区分】	公益目的事業
【事業内容・実績】 理容業、美容業、クリーニング業、麺類飲食業、一般飲食業の5事業の標準約款について、大臣認可を受け制定し、営業者の登録を行う。なお、登録事業者が引き続き登録を継続する場合の有効期限は5年であり、5年に一度の再登録が必要となる。 (Sマーク) 県内登録施設数 1,219件。登録業務、広報啓発等 (該当組合員数 5,914人 登録率 21.2%) 4年度実績 新規登録 2件 再登録 68件 合計 70件 (過去の登録件数 H30 52件、R1 65件、R2 919件、R3 120件 4年度の廃業等登録廃止 35件)					
【公共性・公益性】 登録店では全国で統一された標準営業約款マーク(Sマーク)を標榜することができるため、県民に対して、清潔、安全、安心な店舗であることを示し、県民の衛生水準の維持向上と消費者の擁護を図る。					
【類似事業を行える他団体又は事業が競合する他団体の有無】 無 補足説明 該当なし				【県の財政支出の有無】 無	
【事業収支】	【事業支出】	【内部収入】	【外部収入】	うち行政からの収入	うち県からの収入
▲ 161 千円	335 千円	0 千円	174 千円	0 千円	0 千円

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和5年度）

3-2 団体の主な事業（直近の決算現在）

【事業5】 名称：調査事業等受託事業				【事業区分】	公益目的事業
【事業内容・実績】 全国センターから受託事業 全国センターが実施する各種調査、研修会等について、それぞれ県分を受託。 令和4年度 生衛業経営状況調査、生衛関係営業の景気動向等調査の実施 経営特別相談員研修会の開催 衛生水準の確保向上事業、受動喫煙防止対策事業の実施 経営支援緊急対策事業の実施					
【公共性・公益性】 いずれも生活衛生関係営業の振興に係る事業であり、全国で展開している事業の一部を担っている。特に調査等以外の事業は、組合加入促進、モデル事業の展開、新規事業に即応するためのものであり、生衛業界の衛生水準の確保向上に役立て、ひいては県民の生活の安全及び消費者の擁護に資する。					
【類似事業を行える他団体又は事業が競合する他団体の有無】				【県の財政支出の有無】	
無 補足説明 該当なし				無	
【事業収支】	【事業支出】	【内部収入】	【外部収入】	うち行政からの収入	うち県からの収入
589 千円	3,290 千円	0 千円	3,879 千円	0 千円	0 千円

【事業6】 名称：一般公衆浴場経営実態調査業務委託				【事業区分】	公益目的事業
【事業内容・実績】 県からの受託事業 一般公衆浴場の経営実態調査事業。4年度は、県内10か所の公衆浴場について以下の調査を行った。 書類調査：調査対象浴場に出向き、経営状況を聞き取り、関係帳簿等を確認し、内容を取りまとめる。 構成調査：調査対象浴場の経営者に依頼し、一定期間の利用状況を調査する。 結果報告書のとりまとめ					
【公共性・公益性】 一般公衆浴場の利用料金については、物価統制令による統制価格となっているため、知事は、これらの経営実態の把握に努めなければならない。この調査は、公衆浴場の実態を把握するとともに、これらの健全な経営を図ることで、公衆浴場を維持し、県民の生活衛生の確保を図る。					
【類似事業を行える他団体又は事業が競合する他団体の有無】				【県の財政支出の有無】	
無 補足説明 該当なし				有（委託料）	
【事業収支】	【事業支出】	【内部収入】	【外部収入】	うち行政からの収入	うち県からの収入
23 千円	403 千円	0 千円	426 千円	426 千円	426 千円

【事業7】 名称：日本政策金融公庫融資に係る推薦事務業務委託				【事業区分】	公益目的事業
【事業内容・実績】 県からの受託事業 日本政策金融公庫の生活衛生営業に係る一般貸付けについて、生活衛生営業者に対する知事推薦書の交付事務。 平成4年度 申込者 93件（新規開業 84件、支店開業 4件 改装等 5件） 申込金額 93,890万円					
【公共性・公益性】 生衛組合に加入していない営業者の推薦書の作成交付が主であり、中立的なセンターの経営指導員に最適な業務である。これにより、業界全体の施策が担保され、組合員以外の営業者を含め、県全体の生活衛生水準の確保に資する。					
【類似事業を行える他団体又は事業が競合する他団体の有無】				【県の財政支出の有無】	
無 補足説明 該当なし				有（委託料）	
【事業収支】	【事業支出】	【内部収入】	【外部収入】	うち行政からの収入	うち県からの収入
0 千円	100 千円	0 千円	100 千円	100 千円	100 千円

【事業8】 名称：				【事業区分】	
【事業内容】				【県の財政支出の有無】	
【事業収支】	【事業支出】	【内部収入】	【外部収入】	うち行政からの収入	うち県からの収入
0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円

【事業9】 名称：				【事業区分】	
【事業内容】				【県の財政支出の有無】	
【事業収支】	【事業支出】	【内部収入】	【外部収入】	うち行政からの収入	うち県からの収入
0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円

【事業10】 名称：				【事業区分】	
【事業内容】				【県の財政支出の有無】	
【事業収支】	【事業支出】	【内部収入】	【外部収入】	うち行政からの収入	うち県からの収入
0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和5年度）

4 県の関与等の現状に関する見直し（現年7月1日現在 ※ただし、（4）（6）は直近の決算現在）

<p>（1）当初の目的を踏まえつつ現在において必要性を問い直してもなお、出資又は出捐関係を維持する意義</p>	<p>【県が出資等した当初の目的】 千葉県における生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者又は消費者の擁護を図ることを目的に出資した。</p> <p>【関係を維持する現在の意義】 生活衛生関係営業の事業者は、零細事業者が多く、その経営環境は大変厳しく、事業者も入れ替わりや減少傾向にある。このような状況の中、生活衛生関係営業については、経営の健全化や時代に対応した事業振興等が急務であり、これらの調整役である当センターの役割は重要である。</p>						
<p>（2）類似団体や民間団体などの他の担い手が存在している場合においてもなお、出資又は出捐関係を維持する意義</p>	<p>【県が関与の理由としている事業のうち、他の担い手が存在している事業】 事業● ○○○○</p> <p>【他の担い手が存在している場合であっても関係を維持する意義】</p>						
<p>（3）県が自ら施策を実施することその他の事業手法と費用対効果を比較して、出資又は出捐関係を維持する意義</p>	<p>当センターは、生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律に基づき、生活衛生関係営業の経営の健全化を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的とする一般財団法人であって、法に規定された事業を適正に行うことができるものとして、千葉県知事が指定した法人である。法令上、県が直接その事業を実施するものではない。また、利益を追求することを目的とせず、生活衛生関係営業の活性化を図る目的で指定するものであることから、最小限の必要経費で実施することができ、他の事業手法に比べ費用対効果が高いものと思われる。</p>						
<p>（4）県が関与の理由としている事業が関係する県計画等の主な達成状況</p>	<p>【計画等名】 ○○（対象期間：○～○）</p> <p>【指標名】 ○○（単位：○○）</p> <table border="1" data-bbox="477 1108 1742 1184"> <thead> <tr> <th>基準（○年度）</th> <th>実績（○年度）</th> <th>目標（○年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【指標と事業の関係性及び達成状況】</p>	基準（○年度）	実績（○年度）	目標（○年度）			
基準（○年度）	実績（○年度）	目標（○年度）					
<p>（5）資本金等に占める県の出資若しくは出捐の割合又は金額の妥当性</p>	<p>昭和54年の法改正とともに厚生労働省から発出された都道府県環境衛生営業指導センター指導要綱に基本財産の額が500万程度を標準とする旨の規定が出されていることから、これを県の出損金額とした。また、各組合を結集して設置するものであることから、各組合から組合員数を考慮した割合で出損金を求めた。</p>						
<p>（6）運営費補助や赤字補填等を目的とした財政支出の名称、内容及び必要性</p>	<p>【名称】千葉県生活衛生営業指導センター指導助成費補助</p> <p>【内容】（金額：26,714千円） センターの事業運営費や人件費の補助</p> <p>【必要性】 設立目的が、利益を求めものではなく経営基盤が脆弱な生活衛生営業の経営を健全化するためであることから、法に規定された事業を行うために収入を得ることが難しいため、補助が必要である。</p>						
<p>（7）団体に勤務する県現職者の役職・業務内容と派遣等の必要性</p>	<table border="1" data-bbox="477 1640 1742 1678"> <tr> <td>【諸手当等を除く給料・報酬の負担者・人数】</td> <td>県が負担</td> <td>0名</td> <td>県以外が負担</td> <td>0名</td> </tr> </table> <p>【役職・業務内容】</p> <p>【派遣等の必要性】</p>	【諸手当等を除く給料・報酬の負担者・人数】	県が負担	0名	県以外が負担	0名	
【諸手当等を除く給料・報酬の負担者・人数】	県が負担	0名	県以外が負担	0名			

## 公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和5年度）

### 5 関与方針に基づく取組状況等（直近の決算現在）

(1) 関与方針区分 ※	関与維持（県と連携した経営改善）
(2) 県としての具体的な取組 ※	5年周期で収支の均衡を図っているものの、正味財産の継続的な減少の懸念があるため、安定的かつ持続的な経営を実現できるよう、収支改善を求めている。
(3) 取組実績とその成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーニング研修等については、全国的に新型コロナウイルス感染症の感染拡大に加え、全国的な受講者数の減少傾向を受け、会場開催回数を昨年より2か所増やしたにもかかわらず、令和4年度の受講者数は、361名（令和3年度439名、令和2年度423名、令和元年度497名）と大きく減少した。特に2型講習（通信）の受講者数の減少が著しく、77名（令和3年度136名）であり、今後の通信（2型講習）の在り方を見直す必要が生じた。</li> <li>・標準約款登録事業は、本年度は再登録のピークではないことから、登録者数は少なく、昨年度と同様、減収となった。</li> <li>・センター全体としては、管理費等の削減等は引き続き実施しているものの、受託事業が減少したことによって、赤字に転じた。</li> </ul>
(4) 課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当法人については、経営が脆弱な生活衛生営業の経営健全化のために、法に基づき知事の指定を受けた団体であるから、指定された事業を実施していくことが主な役割である。そのため、増収が期待できる事業を主体としてはいないことから、現在の収支均衡、赤字基調の解消には課題がある。</li> <li>・令和2年度が標準約款登録事業の更新のピーク年であったため、黒字に転じ、5年周期の収支改善を図っていたが、それ以外の年は赤字となること懸念されている。令和3年度は、新型コロナ関連の受託支援事業等や管理費の削減等により黒字を保つことができたが、令和4年度は、受託支援事業等の減少に加え、クリーニング師等の講習受講者減少のため、赤字に転じてしまった。</li> <li>・今後も管理費の削減や受託事業の充実に努めるとともに、収支改善のためには、毎年の収入の確保について、これまで以上に地道に努力を続けていく必要がある。</li> <li>・また、生活衛生事業者数及び生活衛生同業組合の組合員数ともに、減少傾向が見られ、今後の事業量の減少が懸念される。</li> </ul>
(5) 県としての今後の対応の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後は、公益目的事業の収支均衡を図りながら、事業量を見極めつつ、サービスの低下を招かないよう留意しながら、人件費や管理経費の節減、会議等の事務事業の効率的な実施など徹底した経費削減を早期に実施するとともに、受託事業の新規導入等を図り、単年度修正の赤字解消に向けた収益構造の改善、黒字基調の継続を目指すよう指導する。</li> <li>・特に、クリーニング業法に基づく受託研修の受講者数の増加などによる収益の増加を図るため、今年度の受講者の減少については、減少の原因を追及し、受講者の増加を促すような開催方法、啓発等を検討し、受講者増加につなげるよう指導する。</li> <li>・また、生活衛生事業者数や生活衛生同業組合の組合員数を維持増加させるべく、啓発等に努めるよう指導する。</li> </ul>

※ 関与方針とは、令和4年12月27日策定の「公社等外郭団体関与方針」であり、「関与方針区分」や「県としての具体的な取組」は、そこから転記しています。

### 5-2 経営健全化方針に基づく取組状況等（直近の決算現在）

(1) 策定要件の該当性※	該当しない
---------------	-------

※公社等外郭団体関与指針第5の1（2）に規定する次の法人に該当する場合で、要件の詳細は同細則4をご覧ください。

- ・債務超過法人
- ・実質的に債務超過である法人
- ・近年の経常損益の状況から赤字が累積し、近い将来、債務超過に陥る可能性が高い法人
- ・県が多大な財政的リスクを有する法人



## 公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和5年度）

### 7 組織運営等の状況（直近の決算現在）

#### （1）理事会等の状況

理事会等の状況	開催状況				議事録			
	義務回数	開催回数 (書面)	定例回数 (書面)	定例回数の 平均出席率	作成義務の 有無	作成の有無	備置義務の 有無	備置の有無
理事会又は取締役会	2	3(0)	3(0)	78%	有	有	有	有

※「開催回数（書面）」では、延べ開催回数を実数計上し、書面開催の回数を（カッコ）で内数計上しています。

※「定例回数（書面）」では、定例的に開催している回数を実数計上し、書面開催の回数を（カッコ）で内数計上しています。

※「定例回数の平均出席率」では、書面開催を除く各回の理事等の出席率（出席者の数÷全構成員の数）を計算し、

その和の平均（出席率の合計÷書面開催を除く定例回数）を計算して計上しています（百分率で小数点第1位を四捨五入）。

※「備置」とは、事務所に備え置いて閲覧の権利を有する者等が求めた際に、すぐに見られるようにすることです。

#### （2）監査の状況

監査の状況 (行政による監査等は除き、 団体主体のものに限る)	監事又は監査役 としての就任		実施の有無		補足事項
	義務の有無	就任の有無	内部的な 監査	外部的な 監査	
公認会計士又は監査法人	無	無	無	無	該当なし
監査又は会計に識見を有する者	無	有	有	無	該当なし

※監査又は会計に識見を有する者の詳細は、公社等外郭団体関与指針細則7をご覧ください。

#### （3）採用している会計基準

名称	新公益法人会計基準（平成20年改正）	その他欄
		—

#### （4）財務諸表等の作成・公表・備置の状況

財務諸表等の名称	作成義務 の有無	作成の有無	公表義務 の有無	公表の有無	備置義務 の有無	備置の有無
定款	有	有	無	有	有	有
役員名簿	有	有	無	有	有	有
社団法人の構成員である 社員の名簿	無	無	無	無	無	無
事業報告書	有	有	無	有	有	有
貸借対照表	有	有	有	有	有	有
正味財産増減計算書等又は 損益計算書若しくはその要旨	有	有	無	有	有	有
キャッシュフロー計算書	無	無	無	無	無	無
附属明細書	有	有	無	有	有	有
財産目録	有	有	無	有	有	有
事業計画書	有	有	無	有	有	有
収支予算書	有	有	無	有	有	有
役職員の報酬及び給与に関する規程	有	有	無	有	有	有
業務の委託方法に関する規程	無	無	無	無	無	無
資金運用に関する規程	無	無	無	無	無	無
個人情報保護に関する規程	有	有	無	有	無	有
情報公開に関する規程	無	有	無	有	無	有

※「公表」とは、原則として団体のホームページで公表することです。

※「備置」とは、事務所に備え置いて閲覧の権利を有する者等が求めた際に、すぐに見られるようにすることです。

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和5年度）

8 役職員等の状況

(1) 常勤の役職員数 (単位：人)

(各年度7月1日現在)

項目	直近4年度前 (R1年)	直近3年度前 (R2年)	前々年度 (R3年)	前年度 (R4年)	現年度 (R5年)
常勤役員数 ①～⑤の和	2	2	2	2	2
プロパー ①	0	0	0	0	0
民間人材 ※1 ②	0	0	0	0	0
県退職者 ③	2	2	2	2	2
県現職者 ④	0	0	0	0	0
その他 ⑤	0	0	0	0	0
常勤職員数 ※2 ⑥～⑨の和	2	2	2	2	2
プロパー ⑥	1	1	1	1	1
県退職者 ⑦	1	1	1	1	1
県現職者 ⑧	0	0	0	0	0
その他 ⑨	0	0	0	0	0

※1 「民間人材」とは、プロパー、議員、自治体の首長、行政職員（退職者を含む）等ではない外部の人材です。

※2 「常勤職員」とは、正規・非正規を問わず、団体が常勤職員として雇用している方です。

(2) 常勤役職員の平均年収等の状況

項目		前年度決算 (R3年)	直近決算 (R4年)
常勤役員	人数 (内数：県退職者及び県現職者)	2人 ( 2人)	2人 ( 2人)
	平均年齢	65歳	65歳
	平均年収	5,070千円	4,856千円
常勤職員	人数 (内数：県退職者及び県現職者)	2人 ( 1人)	2人 ( 1人)
	平均年齢	57歳	58歳
	平均年収	4,453千円	4,592千円

※この表は実人員数に基づいて記入しています。

実人員数とは、ある年度中の毎月1日現在の役職員数を合計して12か月で割り、小数点第2位を四捨五入しています。

例：4～6月（3か月間）の役員数が5名、7～12月（6か月間）が6名、1～3月（3か月間）が5名であった場合は、  
 $(15人 + 36人 + 15人) / 12か月 = 5.5人$ となります。

※該当者が1名しかいない場合、個人情報保護の観点から平均年齢・年収は「\*」となっています。

9 中長期的な計画や達成目標となる指標の策定状況

名称	対象期間	公表方法	策定の有無				
			団体HP掲載+備置	無			
元号	年	月	～	元号	年	月	日
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; transform: rotate(45deg);"></div>							
概要							
取組状況							
指標の達成状況	指標1：名称（単位）【実績】●●【目標】●● 指標2：						
特記事項	該当なし						

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和5年度）

10 財務状況 （単位：千円又は%）

(1) 貸借対照表

公益法人会計の場合

項目		前々年度決算 (R2年)	前年度決算 (R3年)	直近決算 (R4年)	直近増減率 (前年度比)	直近の増減理由 (対前年比10%以上の増減等)
資産	流動資産	7,617	8,018	7,774	▲ 3.04%	該当なし
	固定資産	17,810	17,720	17,666	▲ 0.30%	該当なし
	うち有形固定資産	1,722	1,532	1,378	▲ 10.05%	減価償却によるもの
	資産合計	25,427	25,738	25,440	▲ 1.16%	該当なし
負債	流動負債	380	445	473	6.29%	該当なし
	固定負債	5,588	5,688	5,788	1.76%	該当なし
	うち長期借入金	0	0	0	—	該当なし
	負債合計	5,968	6,133	6,261	2.09%	該当なし
	うち有利子負債	0	0	0	—	該当なし
正味財産	一般正味財産	8,959	9,105	8,680	▲ 4.67%	該当なし
	指定正味財産	10,500	10,500	10,500	0.00%	該当なし
	正味財産合計	19,459	19,605	19,180	▲ 2.17%	該当なし
参考	基本財産	10,500	10,500	10,500	0.00%	該当なし
	繰越損益相当額	8,959	9,105	8,680	▲ 4.67%	該当なし

(2) 損益計算書

公益法人会計の場合（正味財産増減計算書等）

項目	前々年度決算 (R2年)	前年度決算 (R3年)	直近決算 (R4年)	直近増減率 (前年度比)	直近の増減理由 (対前年比10%以上の増減等)
経常収益	39,762	39,170	37,589	▲ 4.04%	該当なし
うち事業収益	34,050	33,413	32,111	▲ 3.90%	該当なし
経常費用	39,184	39,024	38,015	▲ 2.59%	該当なし
うち管理費	5,094	5,210	5,135	▲ 1.44%	該当なし
評価損益等	0	0	0	—	該当なし
当期経常増減額	578	146	▲ 426	—	受託収入の減 (▲1,308千円、▲18.4%)
経常外収益	0	0	0	—	該当なし
経常外費用	0	0	0	—	該当なし
当期経常外増減額	0	0	0	—	該当なし
その他収入	0	0	0	—	該当なし
その他支出	0	0	0	—	該当なし
当期一般正味財産増減額	578	146	▲ 426	—	受託収入の減による損益の悪化
当期指定正味財産増減額	0	0	0	—	該当なし
うち評価損益等	0	0	0	—	該当なし
当期正味財産増減額	578	146	▲ 426	—	受託収入の減による損益の悪化

(3) 主な経営指標

公益法人会計の場合

項目	前々年度決算 (R2年)	前年度決算 (R3年)	直近決算 (R4年)
流動比率（流動資産÷流動負債×100）	2,004.47%	1,801.80%	1,643.55%
自己資本比率（正味財産÷（負債＋正味財産）×100）	76.53%	76.17%	75.39%
有利子負債比率（有利子負債残高÷正味財産×100）	0.00%	0.00%	0.00%

※正味財産が「0」又は債務超過の場合、「自己資本比率」「有利子負債比率」は計算できません。

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和5年度）

11 借入金等残高等の状況

(単位：千円又は%)

項目	前々年度決算 (R2年)	前年度決算 (R3年)	直近決算 (R4年)	直近増減率 対前年度比	
各年度の借入金等	2,000	0	2,000	—	
各年度の償還金等	2,000	0	2,000	—	
借入金等決算残高 ①+②	0	0	0	—	
経営難を理由としたもの ①=③+⑤+⑦	0	0	0	—	
それ以外のもの ②=④+⑥+⑧	0	0	0	—	
借入・償還先の内訳	県 ③+④	0	0	0	—
	経営難を理由としたもの ③	0	0	0	—
	それ以外のもの ④	0	0	0	—
	県以外の行政 ⑤+⑥	0	0	0	—
	経営難を理由としたもの ⑤	0	0	0	—
	それ以外のもの ⑥	0	0	0	—
	民間その他 ⑦+⑧	0	0	0	—
	経営難を理由としたもの ⑦	0	0	0	—
	それ以外のもの ⑧	0	0	0	—
	県による損失補償等の額※ ⑨+⑩	0	0	0	—
経営難を理由としたもの ⑨	0	0	0	—	
それ以外のもの ⑩	0	0	0	—	

※ 損失補償等とは、損失補償、損失てん補又は債務保証です。

12 総収入と県の財政支出等の状況

(1) 総収入と県の財政支出等

(単位：千円又は%)

項目	前々年度決算 (R2年)	前年度決算 (R3年)	直近決算 (R4年)	直近増減率 対前年度比	
総収入 ①=②~⑥の和	39,762	39,171	37,589	▲ 4.04%	
運用益収入 ②	1	1	1	0.00%	
会費収入 ③	0	0	0	—	
寄附収入 ④	600	840	840	0.00%	
行政からの委託料等収入 ⑤	31,694	31,403	31,240	▲ 0.52%	
その他収入(②~⑤以外) ⑥	7,467	6,927	5,508	▲ 20.49%	
県の財政支出 ⑦=⑧+⑨+⑩	31,694	31,403	31,240	▲ 0.52%	
対総収入割合 ⑦÷①	79.71%	80.17%	83.11%	2.94%	
県の財政支出の内訳	委託料 ⑧	526	526	526	0.00%
	対総収入割合 ⑧÷①	1.32%	1.34%	1.40%	0.06%
	補助金・交付金・負担金 ⑨	31,168	30,877	30,714	▲ 0.53%
	対総収入割合 ⑨÷①	78.39%	78.83%	81.71%	2.88%
	その他(⑧⑨以外) ⑩	0	0	0	—
対総収入割合 ⑩÷①	0.00%	0.00%	0.00%	—	
資金運用等	有価証券等損益 ⑪+⑫	0	0	0	—
	有価証券等評価損益(含み損益) ⑪	0	0	0	—
	売却・償還・配当等損益(実損益) ⑫	0	0	0	—
	保有・運用中の有価証券等の取得額	0	0	0	—

(2) 県からの財政的な支援(借入金及び損失補償等を除く)

(単位：千円)

項目	直近4年度前 (H30年)	直近3年度前 (R1年)	前々年度 (R2年)	前年度 (R3年)	直近決算 (R4年)
運営費補助	26,253	26,702	27,168	26,877	26,714
赤字補填等	0	0	0	0	0
経営難を理由とした追加出資又は出捐	0	0	0	0	0